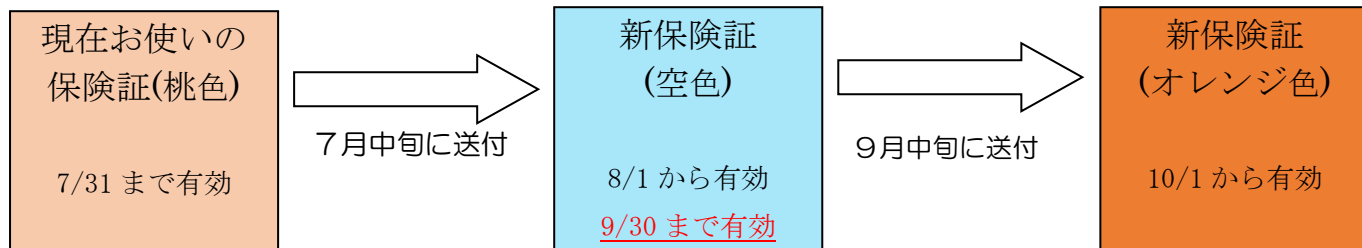


後期高齢者医療制度のお知らせ

Vol.1 保険証の一齐更新及び保険料額のお知らせについて

1 保険証の更新について

(1) 8月1日から保険証が変わります（新しい保険証は **空色** です。）



現在お使いの後期高齢者医療制度の保険証は、7月31日で有効期限が切れますので、8月1日からは新しい保険証をお使いいただくことになります。（申請手続きは不要です。）

新しい保険証は、7月中旬に送付いたします。8月になっても保険証が届かなかったり、保険証の記載事項に誤りがあったりした場合は、保健福祉課後期高齢者医療係までご連絡ください。

また、令和4年度は窓口負担割合の見直しに伴う2割負担新設のため、保険証が2回交付されます。

(2) 医療費の自己負担割合について

毎年、同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の前年中の所得に応じて、医療費の自己負担割合を判定しています。今月お送りする新しい保険証に記載されている自己負担割合（1割または3割）は、8月1日から適用となる医療費の自己負担割合です。

また、10月1日から一定以上の所得のある方（窓口負担割合3割負担対象者を除く）は医療費の窓口負担割合が2割となります。詳しくはホームページをご覧ください。

① 1割負担となる方

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいない方

住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合でも、同一世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がおり、被保険者全員の旧ただし書き所得※の合計額が210万円以下の場合、1割負担です。

※旧ただし書き所得＝総所得金額等から基礎控除を引いた額

② 3割負担(現役並み所得者)となる方

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる方

住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合でも、下記に該当する方は申請により1割負担となります。

【同一世帯に被保険者が1人の場合】

その方の収入の合計金額が383万円未満（または、その方の収入と同一世帯の70～74歳の方全員の収入の合計金額が520万円未満）

【同一世帯に被保険者が複数いる場合】

被保険者全員の収入の合計金額が520万円未満

2 年間保険料の決まり方

(1) 保険料額の計算方法

○『均等割額』＋『所得割額』が年間保険料額となります。(賦課限度額は66万円)

【均等割額】1人あたり年間40,400円となります。

【所得割額】令和3年中の総所得金額等をもとに算定します。

$$\text{所得割額} = [\text{令和3年中の総所得金額等} - \text{基礎控除}] \times 7.84\%$$

(2) 保険料の軽減制度（申請手続きは不要です）

① 令和3年中の所得の状況に応じた軽減

保険料の均等割額が世帯の所得状況に応じて、7割、5割、2割軽減されます。

② 制度加入前日において会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方への軽減

制度加入前日において保険料負担のなかった、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、制度加入時から2年間のみ「均等割額」が5割軽減されます。また、「所得割額」はかかりません。(市町村国保、国保組合などは対象となりません。)

3 納め方（市町村から郵送される保険料通知を必ずご確認ください。）

令和4年度の保険料の納付方法・納付時期

(1) 4月の年金から既に納めていただいている方 <特別徴収>

| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
|-----|----|----|-----|-----|----|
| 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
| 年金 | 年金 | 年金 | 年金 | 年金 | 年金 |

4・6・8月の納付額・・・令和4年度の年間保険料額が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めていただきます。

10・12・2月の納付額・・・確定した年間保険料額から、4・6・8月の納付額を差し引いた残額を10・12・2月の年金から納めていただきます。

(2) 7月から納付書または口座振替で納めていただく方 <普通徴収>

| 4～6月 | 7～3月 |
|------|--------------|
| 納付なし | 納付書 または 口座振替 |

確定した年間保険料額を、令和4年7月～令和5年3月の年9回に分けて納めていただきます。月々納めていただく保険料額は、通知書に記載されていますので、ご確認ください。

※ 手続きをして口座振替に変更することができます。

口座振替を希望される場合は、保健福祉課窓口（または金融機関窓口）で手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】 振替口座の預金通帳、通帳のお届け印、保険証

※ご家族の口座からの納付に変更した場合、社会保険料控除は、実際にご負担した方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、十分ご注意ください。